

日時・場所	平成29年4月17日（月） 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- 年度初めで、説明会や会合があるが、誰に何を伝えるかを明確にした上で対応すること。単に資料をなぞっているだけではいけない。説明が100%正しいわけではないので、できれば一方的な説明ではなく、問い合わせて、提案や質問をいただくという姿勢を持つこと。
- 今週、各部と総合計画ロードマップに関する協議を行うが、誰を対象にどのような事業をするかを明確にしておくこと。継続は大事だが状況も変わるので、再度原点に戻って方針転換なり進路変更するなど、変えるべきところは変えるという意識を持つこと。
- 先般、野洲駅南口のエレベーターが故障し、点検業務を委託している業者が部品を持ち帰って調査をしているが、未だ正式な報告がない。故障箇所が点検されていたかどうかだけでも教えてほしいと依頼していたが、その報告もない。点検をしていないところを点検したとしていたのであれば大問題である。本件に限らず、他の事業も同じことであり、漫然と物事を進めているだけでは問題解決はできないし、建設的なこともできない。問題点をしっかりと押さえるよう意識付けすること。

2. 報告事項

① 「エコオフィス運動」の実施について

[所管： 総務部]

庁舎などの適正冷房による省エネルギーを推進し、職員の省エネ意識をさらに高揚させるとともに、勤務能率の向上を図るため「エコオフィス運動」を平成29年5月8日（月）～10月31日（火）の期間で実施する。これまで「サマー エコオフィス運動」としていたが、実施期間が夏の期間より長期になることから名称を「エコオフィス運動」に変更した。

② 平成28年度臨時福祉給付金及び障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の給付実績について

[所管： 健康福祉部]

消費税率の引上げによる影響等の緩和を目的とした臨時福祉給付金、及び一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者の支援を目的とした障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の平成28年度給付実績を報告する。

臨時福祉給付金の給付実績は、支給対象者数が6,279人、支給決定者数が5,299人、支給率は84.4%（申請率85.3%）となっている。支給総額は15,897千円である。

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金の給付実績は、支給対象者数が253人、支給決定者数が232人、支給率は91.7%（申請率94.1%）となっている。支給総額は6,960千円である。

③ 平成28年度野洲市三方よし人材バンクの実績について

[所管： 健康福祉部]

平成28年7月1日～平成29年3月31日の実績について報告する。延べ相談件数92件、求人件数30件、求人数175人、延べ登録者数115人（実数85人）、延べ求職者数108人（実数62人）であり、採用者数は50人となっている。

また、本事業について、市HP及び市広報誌・ポスター・リーフレットによる情報発信並びに各幼稚園・保育園・学童保育所からの情報発信、臨時職業紹介所開設等も実施している。

④ 市道陥没による車両破損事故について

[所管： 都市建設部]

平成29年4月9日（日）午前10時頃、大篠原地先において市道舗装の陥没による事故が1件発生したので報告する。軽車両が走行中に陥没箇所を通行した際、右後輪のタイヤが破損したものである。4月10日（月）午前9時に道路河川課で常温合材による応急処理を行っており、現在、被害者と示談交渉中である。以前から本路線においては同様の事故が何度か発生しており、道路パトロールを月1回実施している。さらに、舗装板がかなり傷んでいるということで、昨年度より本格的な舗装工事を実施している。

→事故の発生箇所は舗装工事の区域外か。

→そうである。

⑤ 「オクトーバーフェスト&ジャズフェスin野洲2017」について

[所管： 環境経済部]

今年度開催を予定されていたオクトーバーフェスト&ジャズフェスin野洲2017について、4月11日に開催された実行委員会において、協賛いただく企業、事業所、扱い手が偏っているという意見があり、運営の偏在面での課題があるため、今年度の開催を見送り、今後のあり方を検討していくと決定された。市としては実行委員会の決定を尊重し、共に今後のあり方を検討していく。

⑥ 平成28年度野洲市立中学校卒業者進路状況について

[所管： 教育委員会]

平成28年度の進路状況について、卒業者数は448人（男：242人 女：206人）である。卒業者の内訳は、高等学校等進学者が445人（男：239 女：206人）、就職が3人（男：3 女：0）となっている。

⑦ 全員協議会への提出事項について

[所管： 総務部]

報告事項7件、会議結果報告事項1件、連絡事項3件を4月度全員協議会へ報告する。修正等がある場合は報告願う。

なお、全員協議会における報告事項の取扱いを再整理した。主な変更点は、報告事項については、事故報告はこれまでその都度報告していたが委任専決処分事項としての報告が見込まれるものは除く、政策的なものは「説明あり」とする、数値を報告するものは速報値として「配布のみ」とする、である。なお、新規事業として取り組んだもので説明の必要があると判断したものは説明を加えることとする。出席者については、原則、報告事項のある部長のみ出席とするが、案件の関連等を想定し、必要に応じて他の部長も出席できることとする。

→全員協議会の場であえて報告する必要があるかどうかという視点で判断すること。

→報告事項は、委任専決処分の報告、主要な事業等で議員に報告する必要のある事項を原則とする。

→年度の初回の全員協議会は、異動を踏まえ、全部長が出席する。

→議長と議会事務局へは本件について情報共有のため資料を提供する。

3. 協議事項

① 野洲市税条例の一部を改正する条例（専決分）について

[所管： 総務部]

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に成立したことに伴い、所要の改正を行うものである。これにより軽自動車税におけるグリーン化特例及び居住用超高層建築物に係る課税等が見直しとなるとともに、保育の受け皿整備の促進などに伴う固定資産税の課税標準の特例措置を新たに設ける。なお、本件は平成29年3月31日付けで専決処分した。次の議会でその旨報告する。

② 野洲市税条例の一部を改正する条例（議決分）について

[所管： 総務部]

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に成立したことに伴い、所要の改正を行うものである。これにより、個人の市民税の非課税範囲の変更及び緑地保全・緑化推進法人設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置が創設されることとなる。平成31年1月1日施行となる。

→控除対象配偶者の定義変更が他条例に影響がないか確認しておくこと。

③ 野洲市総合体育館条例の一部を改正する条例について

[所管： 教育委員会]

野洲市総合体育館のうち温水プールの閉鎖に伴い、野洲市総合体育館条例に規定する施設の種類から「温水プール」を削除する改正を行う。併せて、付則で野洲市使用料条例の該当部分を削除する改正を行う。

→補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に関する課題があったが、県より、条例廃止は問題ないと回答を得たので、5月議会定例会で提案する。

→定期券の還付手続きについて、対象者290人の内、283人の還付手続きが完了している。回数券は今年度から払い戻しを開始している。

4. その他伝達事項

- 4月19日、20日に総合計画ロードマップの市長ヒアリングを実施する。部長、次長、課長、そして事務に支障のない範囲で担当者も出席願う。

5. 次回部長会議の予定

4月24日（月） 8時45分～ 庁議室